

(別添3)

落札候補者決定要領
(鳥取県議会議場音響設備等整備業務)

1 基本的な考え

落札候補者の決定に当たっては、鳥取県にとって最適な事業者を選定するため、総合評価一般競争入札方式を採用し、鳥取県議会議場音響設備等整備業務総合評価審査会(以下「審査会」という。)において審査された企画提案書の技術点に、入札価格の評価である価格点を加算した総合評価点のうち、最も高い点数を獲得した提案者を落札候補者とする。

2 事前審査

審査会での評価を前に、事務局にて企画提案書の事前審査及び入札価格に基づく価格点の算出を行う。

下記の基準のいずれかに該当する提案者は無効とし、審査会での評価を行わない。

- (1) 入札価格が予定価格を超えた場合
- (2) 入札説明書に記載した入札参加資格要件が欠落していた場合(入札説明書の2関係)

3 提案者の得点

企画提案書の内容の評価である技術点に、入札価格の評価である価格点を加算し、提案者の総合評価点とする。

(1) 技術点

ア 技術点の満点は200点とする。

イ 技術点は次の方法により算出する。

評価項目中の各提案項目について、審査会の各審査員がA～Eで評価する。

点数の内容は以下のとおりとする。

- | |
|--------------------------|
| A：基準に対して特に優れている(配点×1.0倍) |
| B：基準に対して優れている(配点×0.8倍) |
| C：仕様を満たしている【基準】(配点×0.5倍) |
| D：基準に対して劣っている(配点×0.3倍) |
| E：基準に対して特に劣っている(配点×0.1倍) |

各審査員の採点値の合計点の平均をもって当該提案者の技術点とする。

なお、入札説明書9の企画提案書説明会を欠席した審査員があった場合、評価にあたっては当該審査員が事前に評価を行った項目についてはその評価点数を採用し、評価を行わなかった項目については出席した審査員の平均点数を欠席審査員の点数とする。また、総合評価は出席審査員の合議によることとする。

(2) 価格点

ア 価格点の満点は100点とする。

イ 価格点は以下の計算方法により算出する。

$$\text{価格点} = 100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

価格点は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位表示とする。

4 落札候補者の選定

技術点の合計が技術点の上限の50パーセント(100点)以上の者で、かつ、技術点と価格点の合計が最も高い者を落札候補者として選定する。

なお、入札参加者が1者のみの場合は、技術点の合計が技術点の上限の50パーセント(100点)以上

で、かつ予定価格の範囲内で入札価格を提示した者を落札候補者として選定する。

5 総合評価点の最も高い者が複数ある場合の取扱

総合評価点の最も高い者が複数あるときは、技術点の一番高い者を落札候補者とする。

なお、この場合において、技術点の一番高い者が複数あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号」欄にあらかじめ任意の数字「000～999」を記入する。当該入札参加者のうち、くじ番号に記載がない者があるときは、当該入札に関係のない鳥取県の職員がくじ番号自動生成ツールにより、表示されたくじ番号を記載するものとする。